

令和 2 年度 監査等年間計画

令和 2 年度の監査等年間計画を、次のとおり策定する。

令和 2 年（2020 年） 2 月 3 日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 西 岡 幸 子

1 監査等年間計画策定の基本方針

令和 2 年度は、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するとともに、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、違法、不正の指摘にとどまらず、勧告や指導に重点を置いて各種監査等を実施する。また、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討し、よりリスクの高い項目に注力するなど監査手法の効率化にも努める。

なお、これらの監査等の実施に当たっては、経済性などにも着目し、実施する方針である。

2 実施する監査等の種類及び実施方法

(1) 定期監査

ア 対象、範囲

各対象部課等に対して、隔年で実施することとする。財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、前期については前年度、後期については現年度を範囲として実施する。

原則として、各々の対象部課等において、前期と後期を交互に実施する。

対象部課等は、別添「令和 2 年度監査等年間計画表」のとおりとし、機構改革が行われた場合等に伴う対象部課等の読替えは、別途通知する。

イ 実施時期

前期を 4 月上旬から 7 月上旬までとし、後期を 10 月上旬から 1 月下旬までとする。具体的期日は別途定める。

(2) 行政監査

ア 対象

行財政改革の視点に基づき課題を抽出し実施する。

なお、「委員聴き取り調査」及び必要に応じ「現地調査」を実施する予定であり、監査の実施に当たっては、別途委員協議のうえ、監査実施計画を定め、予め監査対象部課等に通知のう

え実施する。

イ 実施時期

4月上旬から3月下旬までとする。

(3) 財政援助団体等監査

ア 対象、範囲

各種の財政的援助を与えている団体等及び公の施設の指定管理者の中から対象団体を抽出し、前年度の事務を範囲として実施する。

なお、対象団体の監査の実施と併せ、当該対象団体に対する財政的援助等を所掌している、補助出資等担当部課等の随時監査を実施する。

イ 実施時期

8月上旬から12月下旬までとする。

(4) 例月現金出納検査（公営企業会計含む。）

ア 対象

検査月の2か月前の現金出納事務を対象とする。

なお、必要に応じ、担当課の聴き取り調査及び実地調査を実施する。

イ 実施時期

毎月中旬から下旬までとする。

(5) 決算等審査（公営企業会計含む。）

ア 対象

前年度の決算その他関係諸表等を審査する。

決算等審査時に、「委員聴き取り調査」を実施する。

なお、委員聴き取り調査の実施に当たっては、別途委員協議のうえ、総合計画の策定についての事項並びに予算の編成及び執行の管理についての事項を所掌する部課等を選定し、予め対象部課等に通知のうえ実施する。

イ 実施時期

公営企業会計決算は5月末に、一般・特別会計決算は6月末に、市長から決算書等の送付を受け、6月上旬から8月下旬まで、決算等審査を実施する。

実施後速やかに、市長あてに決算等審査意見書を提出する。

ウ 定額資金運用基金の運用状況審査

一般会計等の決算審査と併せ、基金の運用状況審査を実施する。

(6) 健全化判断比率等審査

ア 対象

前年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等を審査する。

イ 実施時期

市長から決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等の送付を受け、7月上旬から8月下旬まで、審査を実施する。

実施後速やかに、市長あてに健全化判断比率等審査意見書を提出する。

(7) 工事監査

ア 対象

原則として、施工中の工事1件を抽出のうえ実施し、技術調査は、技術士の資格所持者に委託する。

なお、技術士による技術調査実施時に、「委員現地調査」及び「委員聴き取り調査」を併せ実施する予定であるが、監査の実施に当たっては、別途委員協議のうえ、監査実施計画を定め、予め監査対象部課等に通知のうえ実施する。

イ 実施時期

4月上旬から3月下旬までとする。

(8) 随時監査

財政援助団体等監査と併せ実施する補助出資等担当部課等を対象とする監査のほか、必要があると認めるときに随時実施し、対象事務及び実施期間等詳細は、委員協議のうえ監査実施計画を定め実施する。

3 監査等資料について

(1) 定期監査等資料

前年度決算数値で作成した「監査等資料」の提出を、全部課等に求める。

提出時期は、6月26日(金)とし、提出部数は3部とする。

なお、この他に、定期監査の執行に伴い、対象部課等に対して、前期定期監査にあつては1月末日現在及び後期定期監査にあつては9月末日現在を基準日とする数値で作成した「監査等資料」の提出を別途求める。提出時期及び提出部数については、別途通知する。

(2) 財政援助団体等監査資料

前年度決算数値で作成した「監査資料」の提出を、対象団体に求める。

提出時期等は、実施計画において提示する。

4 監査等年間計画の変更について

住民監査請求等の計画外の監査等を実施する場合などにあつては、この計画を変更することがある。

5 添付書類

令和2年度監査等年間計画表

令和2年度監査等年間計画表

監査等の種類および対象	令和2年度の 監査予定期間	備考			
定期 監査	歴史まちづくり推進担当 環境部 教育部 文化財部	前期定期監査該当 (4月上旬～7月上旬)	前期定期監査時、 監査等資料の提出 (令和元年度4～1月分対象)		
	都市整備部 会計課 議会事務局				
	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局				
	消防本部	後期定期監査該当 (10月上旬～1月下旬)	後期定期監査時、 監査等資料の提出 (令和2年度4～9月分対象)		
	共創計画部				
	行政経営部				
	総務部				
	防災安全部				
	まちづくり計画部				
	公平委員会事務局				
	市民生活部				
	子どもみらい部				
	健康福祉部				
	都市景観部				
	農業委員会事務局	決算時、 監査等資料の提出 (令和元年度対象)	(令和元年度対象)		
	行政監査			4月上旬～3月下旬	具体的対象等は別途定める。
	工事監査			4月上旬～3月下旬	具体的対象等は別途定める。
	決算等審査(公営企業会計含む)			6月上旬～8月下旬	
	健全化判断比率等審査			7月上旬～8月下旬	
随時監査	未定				
財政援助団体等の監査	8月上旬～12月下旬			具体的対象等は別途定める。また、補助出資等担当部課等監査を併せて実施する。	
例月現金出納検査(公営企業会計含む)	毎月中旬～下旬				
監査結果の公表	終了の都度				

- (注) 1 計画外の監査により、この計画を変更することがあります。
 2 監査日程等詳細は、対象部課等に別途通知します。
 3 工事監査、行政監査及び財政援助団体等監査の詳細は、対象部課等に別途通知します。
 4 調査担当者については、対象部課等に別途通知します。
 5 新たに機構改革が行われた場合等に伴う対象部課等の読替えは、別途通知します。